

インターネット環境整備に助成します！

美作市では、児童生徒の家庭学習のために、新たに家庭にインターネット環境を整備した世帯に、環境整備に要した費用の一部を補助いたします。

対象者

すべての要件を満たす世帯の保護者が対象となります。

- (1) 美作市立小学校及び中学校に在籍する児童生徒（※）と生計を一にしていること。
- (2) ご家庭にインターネット環境が未整備（※）であること。
- (3) 児童生徒が市立学校に在籍している期間内に工事等が完了し、インターネット環境が整備されていること。
- (4) これまでに美作市オンライン家庭学習環境整備費補助金の交付を受けたことがない方。

※保育園等在園児、高校生等は対象外です。

※「インターネット環境が未整備」とは…？

- ・家庭に光回線やモバイルルータ（WiMAX 等）によるインターネット環境がない
- ・スマートフォン等のみの環境であることを言います。

対象となる経費

各家庭において、インターネット環境の整備にかかった費用（光ケーブル敷設工事、通信サービス開通工事、契約料、ルータ購入費その他整備にかかった初期費用）

※令和5年4月1日以降に契約し、**かつ、令和6年4月1日以降に工事費の支払いが行われたものが対象です。**

※通信費、回線料等の利用に係る費用は対象外です。

※パソコン、タブレット等の端末代は対象外です。

※モバイルルータ（WiMAX 等）の契約料、端末代も対象となりますが、端末を分割で購入した場合は、申請時点で支払が完了したことを確認できたもののみ対象となります。

申請方法については、裏面をご覧ください。



臨時休校となった時にも、学びの空白を少しでも減らすための助成です。この機会に、ぜひ、ご活用ください。

補助金の額

対象経費の2分の1の額（上限2万円）

※1,000円未満の端数切り捨て

申請方法

（１）申請書の配布場所→美作市教育委員会 各総合支所等

（２）申請書の提出先→必要事項を記入し、次のア、イの書類を添えて、美作市教育委員会教育総務課にご提出ください。

ア 光ケーブル工事や通信会社等とのインターネットの契約内容がわかる書類

イ 工事費・契約料・ルータ購入費等の経費を支払ったことが分かる書類（原本）

※その他必要に応じて書類を提出いただく場合があります。

ウ 工事等を伴う場合においては、当該工事等の完了を確認することができる書類

エ 市税に滞納がないことが確認できる書類（保護者全員の完納証明書）

※クレジットカードでの購入等により、領収書が発行されない場合は、利用明細書及び通帳の写しなど、「何を購入し、どこにいくらを支払ったのか」分かるものが必要になります。

申請期限

令和8年3月31日まで

※すべての書類をそろえて、期限までにご提出ください。

⇒ご提出いただいた書類を審査し、内容が適切であれば、補助金交付決定を通知し、補助金を申請者の指定口座に振り込みます。（申請後、振込までに1～2か月程度かかります。）

＜特に、ご注意いただきたい点＞

- ・光ケーブル工事には、3か月程度かかる場合があります。
- ・インターネットを契約期間の途中で解約しようとする、違約金が発生することがあります。なお、違約金は補助対象経費ではありません。
- ・スマートフォン等の契約については、新規購入や通信容量アップを含め、対象となりません。
- ・児童生徒が市内学校に在籍していることが条件のため、保育園等在園中等に整備したものは、対象となりません。
- ・同様の事業に関して、国や地方公共団体（美作市を含む）等から他の補助、助成等を受けている場合は、その額を控除した額（補助対象経費に係るものに限る）を補助対象経費の額として算定しますので、必ずお知らせください。



《問い合わせ先》

美作市教育委員会 教育総務課

〒707-8501 美作市美来1番地

TEL 0868-72-2900

FAX 0868-72-8646

美作市インターネット環境整備の補助金申請について

Q&A（質問コーナー）

Q1：どのような整備をすればいいの？

A1：インターネット接続環境の整備が必要になります。光回線であるか、モバイルルータ（WiMAX 等）であるかは問いません。



Q2：スマートフォンの通信容量アップは補助対象になるの？

A2：スマートフォンの新規購入を含め、対象になりません。

Q3：誰が契約するの？

A3：原則、保護者の方が個別に契約したものを対象とします。

Q4：過去に契約したものでも、対象となるの？

A4：令和5年4月1日以降に契約し、かつ、令和6年4月1日以降に工事費の支払が行われたたものであれば、対象になります。
（※以前に、この補助金の交付を受けている場合は対象になりません。）

Q5：通信費は、補助してもらえるの？

A5：通信費（利用料、回線料等）は、対象になりません。対象経費は、整備時に必要となる工事費、契約料、ルータ購入費などの初期費用のみです。

Q6：申請には、何が必要なの？

A6：申請書とともに、契約書の写し、領収書（原本）など、インターネット環境を整備したことを証明する書類を提出していただく必要があります。
また、保護者の方の市税に滞納がないことが確認できる書類（保護者全員の完納証明書）等も必要です。

Q7：インターネット環境の整備は、必ずしなければならないの？

A7：もちろん強制ではありません。臨時休業になった場合でも、これまでどおり、学校から学習内容のプリントをお配りすること等で家庭学習を支援しますが、インターネットを利用することで、感染リスクを避け、家庭でのお子様一人一人にICTを活用した学習支援や伝達手段を充実させることができると考えております。

Q8：小学校低学年の児童でも、ICTを活用するの？

A8：臨時休業になった場合、家庭学習支援だけでなく、日々の健康観察を含めたショートホームルーム等をオンラインで行うことが想定されます。

Q9：新型コロナウイルス感染症が収束したら、ICTを活用した家庭学習はしないの？

A9：国の「GIGA スクール構想」により、児童生徒一人に一台、タブレット端末を貸与しています。タブレット端末は、学校の授業で使用することを基本としていますが、児童生徒が各家庭に持ち帰って、家庭学習に利用することも行っています。

Q10：どれくらいの通信容量が必要なの？

A10：通信容量の目安は、次のとおりです。

- ・ビデオ通話（Zoom）⇒1 G で、約 2 時間
- ・動画再生（YouTube：中画質 480p）⇒1 G で、約 2 時間

ご不明な点は、美作市
教育委員会教育総務課
までお尋ねください。

